

個別所得の金額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法 人 名 ()
----------------	---	---	--------------

区 分	総 額	処 分		
		留 保	社 外 流 出	
		①	②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円	円
加 算	減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	2		
	役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	3		その 他
	小 計	5		
減 算	減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	6		
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	7		※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」)	8		※
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	9		※
	適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	10		※
	小 計	12		外 ※
	仮 計 (1)+(5)-(12)	13		外 ※
加 算	損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)	14		
	損金経理をした連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額	15		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)の負担額	16		その 他
	損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 (利子割額を除く。) 及 び 市 町 村 民 税	17		
	損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 利 子 割 額	18		
	損 金 経 理 を し た 納 稅 充 当 金	19		
	損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	20		その 他
	小 計	21		
減 算	収 益 と し て 経 理 し た 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額、連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額 及 び 連 結 復 興 特 別 法 人 税 個 別 帰 属 額	22		
	収 益 と し て 経 理 し た 附 帯 税 (利子税を除く。) の 受 取 額	23		※
	納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	24		
	法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	25		
	所 得 税 額 等 及 び 連 結 欠 損 金 の 操 房 し に 由 る 還 付 金 額 等	26		※
	小 計	27		外 ※
	仮 計 (13)+(21)-(27)	28		外 ※
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表八の二付表「1」)	29	△	※ △
	交際費等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十五の二「22」又は「23」)	30		その 他
	仮 計 ((28)から(30)までの計)	31		外 ※
	関連者等に係る支払利子等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十七の二(二)「30」)	32		その 他
	連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十七の二(三)付表一「8の計」)	33	△	※ △
	仮 計 ((31)から(33)までの計)	34		外 ※
	寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十四の二「36」)	35		その 他
	沖 縱 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 别 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十の二(一)「7」又は「12」)	36	△	※ △
	国 際 戰 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 及 び 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十二)「7」又は「9」のうち帰せられる金額)	37		
	法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 の 個 別 帰 属 額 及 び 復 興 特 別 法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 復 興 特 別 所 得 税 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六の二(一)「21」+復興特別法人税申告書別表一「22」)	38		その 他
	税 額 控 除 の 対 象 と な る 個 別 外 国 法 人 税 の 額 (別表六(二)の二「7」)	39		その 他
	連 結 組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 連 結 組 合 等 損 失 超 過 合 計 額 の 損 金 算 入 額 (別表九(一)「10」)	40		
	対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	41		※
	仮 計 (34)+(35)+(36)±(37)+(38)+(39)+(40)±(41)	42		外 ※
	契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	43		
	非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に よ る 移 転 資 产 等 の 讓 渡 利 益 額 又 は 讓 渡 損 失 額	44		※
	仮 計 ((42)から(44)までの計)	45		外 ※
	連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表七の二付表一「19の計」) +別表七の二付表三(三)「9」若しくは「21」又は別表七の二付表四「10」)	46	△	※ △
	仮 計 (45)+(46)	47		外 ※
	新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表十三「40」)	48	△	※ △
	農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「10」)	49	△	△
	農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 圧 缩 額 の 損 金 算 入 額 (別表十一(十四)「43の計」)	50	△	△
	関 西 国 际 空 港 用 地 整 備 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十一)「15」)	51	△	△
	中 部 国 际 空 港 整 備 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十二)「10」)	52	△	△
	再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十五)「12」)	53	△	△
	残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 連 結 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 の 損 金 算 入 額	54	△	△
	個 別 所 得 金 額 又 は 個 別 欠 損 金 額	55		外 ※